

平成31年4月26日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成31年4月26日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地証明申請について

議案第24号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

(1) 平成31年度農林水産課事業計画について

(2) 平成31年度農林土木課事業計画について

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 水場 守信	6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司
9番 今井 満	10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満
13番 灰原 松二	14番 大道 正孝	15番 秋光 貴志	17番 西田 小百合
18番 石田 尚則	19番 北村 正次		

欠席委員

16番 土井 光弘

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成31年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 水場委員、6番 向井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付した議案書のほかに、本日、資料1「平成31年度農林水産課事業計画書」、資料2「平成31年度農林土木課事業計画書」、「緑の募金」のパンフレット、「JA広島ゆたか」第139号、第140号及び「全国農業図書」のパンフレットを配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇〇番〇〇〇、地目は田、面積は204㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

営農計画は、果樹を作付けするものです。

経営面積は、36アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。以前から、譲受人が作っていて、野菜などが植えられており、許可して問題ないと思います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、押込3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は73㎡の第3種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

営農計画は、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地が52アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。小さい土地ですけど、きれいに管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字恵周山〇〇〇〇番、地目は畑、面積は52㎡の第2種農地です。

4番の申請地は、倉橋町字緒山〇〇〇〇番、ほか1筆、地目は畑、面積は合計で2,485㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており、耕作困難なため、譲受人の要望により、3番は、譲受人に所有権を移転、4番は、使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、又は借り受け、新規就農するものです。

営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。

経営面積につきましては、申請地だけで約25アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。譲受人は、新規就農し今後3年間は農業を続けるということで、問題な

いと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町向字西脇〇〇〇番、ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,178.36㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により、無償贈与し所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を取得し、農業経営の規模を拡大するものです。

営農計画につきましては、キャベツ、大根等の野菜を作付けする予定です。

経営面積につきましては、申請地だけで11アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。譲受人と譲渡人は義理の兄弟で、譲渡人の夫が亡くなり、譲受人が先祖代々の土地を耕作するというところで、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広両谷3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は224㎡の第2種農地です。

転用の目的は、物置として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、物置1棟を整備する計画で、申請地は形状不整形で、残りの部分は利用できないです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。スライドでは、右から左に向けて上がっており、急傾斜地になっています。左の方に物置を設置するという事で問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字東岡条〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,020㎡の農用地区域内農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル160枚、発電容量22kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域については、指定の除外を2月の第2回農業委員会総会で協議いただいております。農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、日当たりも良く、農地として使われないのが残念ですが、排水もきちんとしており、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字杉畦〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,408㎡の第2

種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル480枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。現地調査時に排水の図面に不備がありましたが、後日、図面の提出がありました。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、小さい木が生えており、耕作しなくなって5、6年経つと思われま。現地調査の時に排水の図面が不十分であり、再度図面を提出してもらい、排水には気をつけるということで、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、郷原町字京塚〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で432㎡の第2種農地です。

転用の目的は、住宅、駐車場及び通路として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、一般住宅1棟、駐車場1区画及び通路を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による建築許可が必要となり、担当部局に申請済みで、「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

本件については、「都市計画法」による建築許可にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。宅地の隣の農地を、住宅及び駐車場にするということで、やむをえないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は「都市計画法」の建築許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は「都市計画法」の建築許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：5番、6番、7番、8番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番から8番の申請地は、苗代町字河原田〇〇番〇ほか7筆、地目は田、面積は合計で4,047㎡の第2種農地です。

転用の目的は、事業所及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、事業所1棟及び駐車場70区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可が必要となり、担当部局に申請済みで、「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

本件については、広島県農業会議の意見聴取で『許可されることに異議ない旨の回答』を得た上で、「都市計画法」による開発許可にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。焼山の事務所が県道事業により苗代に移転するというので、苗代のいい農地が少なくなるのは残念ですが、やむをえないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番から8番は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番から8番は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得、かつ「都市計画法」の開発行為の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：9番、10番、11番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番から11番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇ほか8筆、地目は田、面積は合計で6,513㎡の第2種農地です。

転用の目的は、資材置場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、建築資材置場、土砂仮置場などを整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

本件については、広島県農業会議の意見聴取で『許可されることに異議ない旨の回答』

を得た上で、許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。6反以上の農地を資材置場として利用するということで、残念ではありますが、やむをえないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、9番から11番は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、9番から11番は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議 長：12番について事務局の説明をお願いします。

事務局：12番の申請地は、音戸町波多見3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は353㎡の第2種農地です。

転用の目的は、資材置場として使用するため、所有権を移転するものです。

規模等につきましては、砂、採石等の建設資材65m³、重機、トラックの建設機材2台分の資材置場を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は休耕中で、資材置場にするということで問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：13番について事務局の説明をお願いします。

事務局：13番の申請地は、倉橋町字寒那〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は519㎡の第2種農地です。

転用の目的は、倉庫及び作業場として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等につきましては、倉庫200㎡、作業場319㎡を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。以前は写真の右側に倉庫と作業場がありましたが、災害で壊れてしまったため、申請地に建てるということです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：14番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：14番の申請地は、安浦町大字中切字北平迫〇〇〇〇番、地目は田、面積は222㎡の農振農用区域内の農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権の移転を受けるものです。

規模等につきましては、一般住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

また、農振農用区域の指定除外については、2月の農業委員会総会にて協議済みで、令和元年6月初旬に公告される見込みで、公告日に合わせて、同日許可する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心から西に行ったところにあり、息子さんが住宅を建てるということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、農振農用区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第23号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、阿賀中央1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は墓地、面積は13㎡の第2種農地です。

申請の事由は、申請地は、戦前より墓地として使用されてきたと判断され、墓地として証明を受けようとするものです。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律」については、法律施行前の墓地であり、「許可したものとみなされる」墓地で、手続き不要であるとの呉市保健所の連絡を受けています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、人家から100mくらい急傾斜地を上がったところにあ
り、周囲も以前から墓地であったようで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広白石3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、現況は通路、面積
は合計で329㎡の第3種農地です。

申請の事由は、昭和43年頃から通路として利用されたということで、隣接宅地の建物
登記簿を添付し、通路として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。以前から道路として利用されており、やむをえないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

上田委員：地目が田であるが、道路の管理は、市がしているのか、それとも個人であるのか。

事務局：写真を見るかぎりでは、下水のマンホールがあり、市が管理していると思われるが、調
べてみないとわからない。以前につくった道路は、地目が田のまま残っているところもあ
ると思われます。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字寒那〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で7,195㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、畑は昭和60年頃、田は平成5年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。申請地は、11月頃から日が当たらなくなり、またイノシシが荒らしてしまうことから、耕作しなくなったとのことで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、現況は原野及び山林、面積は合計で1,405㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、田は平成11年頃、畑は平成16年頃から耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野及び山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地は雑木も生えていまして、再生不可能と思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町向字向垣内〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は125㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、平成10年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。写真のとおり樹木も生い茂っているので、やむをえないと思いません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第24号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番と2番の申請人は兄弟で、特例適用農地も隣接しておりますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。

この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,503㎡です。

2番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,300㎡です。

1番と2番の申請者は兄弟で申請地は隣接おり、平成21年9月1日に相続により農地

を取得したもので、田及び畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。ヒノヒカリ、じゃがいも、タマネギなどが植えられており、適切に管理されていました。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11ページから15ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、11ページから12ページの農地法第4条の規定による届出が4件、13ページから15ページの農地法第5条の規定による届出が9件、計13件ございましたので、ご報告いたします。

(農林水産課・農林土木課職員 入室)

議 長：その他に入ります。「平成31年度農林水産課事業計画」及び「平成31年度農林土木課事業計画」について、呉市農林水産課及び農林土木課から説明をお願いします。

なお「事業計画」については、農林水産課及び農林土木課の説明のみとさせていただきます。

各委員からのご質問等については、後ほど事務局が取りまとめて、次期総会において一括してご報告させて頂きたいと思っておりますので、総会終了後、事務局に申し出てください。

農 林 水 産 課：資料1「平成31年度農林水産課事業計画」をご覧ください。

今年度の農林関係の総予算は、6億3,547万3千円でございます。

平成31年度の事業概要でございますが、平成29年度に策定した呉市農水産業振興の施策体系等に基づきまして記載しております。今年度の主な事業や農家の皆様にご利用いただける制度等について説明させていただきます。

もうかる農業の推進でございますが主な事業の説明をさせていただきます。広カンラン栽培促進事業につきましては、地域の伝統野菜である広カンランの生産量拡大のため

に、防虫ネット、ポール、苗、出荷用ダンボール等の購入費用に対して補助するものです。柑橘防除実証実験事業につきましては、近年水稲や野菜の防除に導入が図られているドローンを、柑橘栽培における病害虫防除作業に活用することで、労働力の削減、作業時間の短縮、生産面積の拡大等が図れることを期待し、昨年度に引き続き実証実験をすることとしております。レモンの産地力強化事業につきましては、レモンの増産及び夏場での出荷に対応する流通体制の強化等を図るため、苗木や貯蔵用コンテナ購入助成を行うものです。オリーブのブランド化推進事業につきましては、遊休農地等を活用してオリーブの栽培促進を図るための取組に対する助成で、苗木や農地を再生する事業等に対する助成でございます。有害鳥獣対策事業でございますが「防御」「捕獲」「広報」「調査研究」の4つを柱として対策をしております。まず、防御につきましては、防護柵等資材購入助成事業として、新設の資材購入に要する経費及び補修に係る資材購入に要する経費の1/3の補助について助成することとしております。捕獲対策につきましては、広島県猟友会呉地区支部会員で構成された有害鳥獣捕獲班を編制し、年間を通じて有害鳥獣の捕獲業務を委託しております。また、捕獲報償金としてイノシシ・シカを捕獲した者に対して1頭あたりの捕獲報償金が4,000円、埋設報償金が5,000円の助成を行っております。また、狩猟免許取得者に対する助成も引き続き実施し、捕獲体制の強化を図ります。広報・啓発対策としましては、市政だよりへの掲載、出前トーク、農林水産課職員及び有害鳥獣捕獲班による現地調査・相談等の対応を行っております。調査・研究対策としましては、広島大学等と連携しながら、効率的な捕獲・防御方法等の研究を行っております。平成30年度に引き続き、ICTを活用したわな監視通報システムを試験的に導入し、わなの見回り作業の軽減や捕獲力向上に係る効果を検証し、より効率的・効果的な有害鳥獣対策の推進を目指すこととしております。イノシシ等に関する相談につきましては、囑託職員等により対応しておりますので、お気軽にご連絡ください。

次に、農業の担い手の確保、育成でございますが、栽培技術習得セミナーにつきましては定年退職者や女性等を対象として農業の基礎知識や栽培技術、出荷調整等の指導を郷原の農業振興センターで実施しております。新規就農者総合支援事業につきましては市内に就農する農業者に対し、技術習得や設備取得に要する経費の助成や経営安定を図るための農業次世代人材投資資金を交付し、次代の担い手の育成・確保に努める事業でございます。平成30年度におきまして、5名の新規就農者が国の農業次世代人材投資資金を受給しており、今年度は新たに4名が受給予定です。

農地の効率的な利用でございますが、農地利用集積促進事業につきましては5年以上の

貸借をした農地の借り手側に対して、助成する制度でございます。多世代交流型農村環境保全事業につきましては、地域活動団体による農業用施設等の維持・保全活動に対する助成制度で、平成31年度の参加予定団体は15団体でございます。

農業の多面的機能の維持でございますが、中山間地域等直接支払事業につきましては農業生産条件の不利な中山間地域等を対象に、5年以上継続して農業生産活動を行う集落に対する助成で、この事業は平成26年度で第3期が終了して、平成27年度から第4期に入っており、平成31年度の参加予定協定数は13協定でございます。

森林の整備、保全でございますが、森林環境管理事業につきましては、森林の公益的機能を保全するための財源を確保し、市町村が実施する森林整備に必要な財源確保のため創設された森林環境税および森林環境譲与税を活用して、森林所有者が管理できない民有林を市町村が整備し管理する事業です。本年度は、森林所有者の把握および意向確認を実施するとともに、適宜森林整備を実施することとしています。森林・林業体験活動事業につきましては、小学校に出向いて行う森林学習や森林インストラクター養成講座等を実施して、森林の持つ機能の重要性の普及啓発を図ることとしております。松くい虫防除事業につきましては、森林保全を図るために薬剤の地上散布、伐倒駆除などの予防・駆除対策を総合的に行っております。

以上で農林関係の今年度の事業計画の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、農林水産課までご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、今年度も緑の募金へのご協力をお願いします。お手元に配付しておりますパンフレットをご覧ください。平成30年度の広島県の緑の募金額は約2,729万円で、呉市では約105万円と多くの募金のご協力をいただきました。この募金は、身近な森林の整備やさまざまな緑化活動に活用されております。緑豊かな呉市のまちづくりのために、今年も募金のご協力をお願いいたします。以上で農林水産課の事業計画書等の説明を終わります。ありがとうございました。

農林土木課：資料2「平成31年度農林土木課事業計画」をお願いします。

1 平成31年度予算額ですが、農林関係予算は、6億8千152万8千円、農林災害復旧関係予算は、31億1千890万円で、合計38億42万8千円となっています。

2 農林土木課事業概要ですが、「農林水産業施設の維持管理」として、農林道や水路、ため池等の機能維持を図り、施設の効用を高め、災害の抑制や防止を推進してまいります。事業内容としましては、農道・水路の維持補修などを行う「農業用施設維持補修事業等」、渡海農道橋やトンネルなどの農業用施設の定期点検や診断、改修などの保全対策を行う「農業環境整備事業」、老朽化した護岸施設の改修により海岸の高潮から

背後農地を守る「農地海岸保全整備事業」、農業者などが農業用施設の維持補修に必要な原材料を支給する「多世代交流型農業施設原材料支給事業」を実施してまいります。また、山林部においては、林道の維持補修などを行う「林道維持補修事業等」、林道の改良や点検などを行う「林道整備事業」、平成30年7月豪雨により被災した荒廃林地などの復旧工事を行う「小規模崩壊地復旧事業」、7月豪雨により被災した林地の崩壊防止工事を行う「林地崩壊対策事業」を実施してまいります。

つづきまして、「農林水産業施設の復旧・強化」として、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた農道・水路・農地・ため池・林道の災害復旧工事を実施し、農業従事者の生産維持と経営の安定に寄与するとともに、二次災害防止及び農村地域の安全性の向上を図ってまいります。農地災害復旧事業につきまして、新規事業として「農地等小災害復旧事業」を実施してまいります。事業内容につきまして説明をさせていただきますので、資料3ページをご覧ください。この事業は、平成30年7月豪雨により被害を受け、農地災害復旧事業（国の補助事業で、1カ所の復旧工事費が40万円以上）の対象とならない、工事費が少額（1カ所の復旧工事費が13万円以上40万円未満）の農地復旧を支援し、呉市が復旧工事を実施するものです。中段の「事業概要」をご覧ください。「対象農地」は、平成30年7月豪雨により被災した農地で、工事費が13万円以上40万円未満で復旧できる農地です。この事業の申請につきましては、今までに農地災害復旧申請を行った人は、新たな申請は不要です。「分担金」として、工事費のうち、2.4%を自己負担していただきます。「条件」として、復旧した農地は営農していただくことが条件で、耕作放棄地（遊休農地）は対象とはなりません。「申請受付期限」は、8月30日金曜日までで、受付は、土曜日・日曜日・祭日を除く、8時30分から17時15分までで、市役所本庁舎5階の農林土木課または、各市民センター窓口で申請の受付を行います。資料の裏面が申請書となっております。事業の対象となりそうな農家の方がいらっしゃいましたら、ご周知くださいますようお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先に記載しております、農林土木課までご連絡をお願いいたします。

議 長：ただ今の説明について、ご質疑・ご意見ございましたら、総会終了後事務局までお願いいたします。

なお、緑の募金については、例年どおり委員協議会より一人あたり400円を募金したいと思っておりますので、ご了解ください。

（農林水産課・農林土木課職員 退室）

- 議 長：そのほか、事務局から説明事項はありませんか。
- 事 務 局：4月総会後に、下限面積についての研修会を行う予定にしておりましたが、年度初めで業務多忙により、5月総会終了後に1時間程度行いたいと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。
- 林 委 員：農林水産課事業計画のオリーブ、レモン、広カンランなどの予算の内訳を教えてくださいませんか。
- 生 田 委 員：平成30年度の決算額を教えてください。
- 事 務 局：事務局が取りまとめて、次期総会においてご報告させて頂きたいと思います。
- 本 末 委 員：総会の場で、農林水産課や農林土木課に直接質問することはできないのか。
- 議 長：以前は、直接質問してもらっていたが、時間が2時間を超えることもあったため、現在は事務局が取りまとめて、次期総会においてご報告させて頂いている。
- 林 委 員：4月だけでなく、年に何回かは農林水産課や農林土木課に要望をあげてほしい。
- 議 長：事務局の方から、農林水産課や農林土木課に要望をあげていきたいと思います。そのほか、ご意見、ご質問はありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。
次回、令和元年第5回総会は、5月31日 金曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。
- 議 長：以上で平成31年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時20分)